パートタイム社員給与規程

改廃履歴

R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2015. 04. 01
2.0	0等級の新設と1~3等級の上限・下限を統合(別表1、3) 等級と勤務年数の関係性を削除(別表2)	2015. 08. 21
3.0	休業者の給与を追加(第8条)	2016. 11. 01
3. 1	特別勤務手当を含む勤務の廃止に伴う改正(第3条、第16条) 旧第17条→削除 条文削除に伴う条文番号の変更(旧第18条以降、繰り上げ) 別表5→削除	2018. 07. 01
3.2	三重県最低賃金の改正に伴う基本給下限の変更(別表1) 基本給改定の基準の見直し(別表2) 0等級から1等級への昇格に関する旨を追加(別表1、別表2)	2018. 10. 01
3.3	定年退職後継続雇用した者への待遇を追加(第3条、第12条、第14条、第20条、別表1) 傷病欠勤・事故欠勤者の給与(第8条) 三重県最低賃金の改正に伴う0等級の基本給下限を削除し固定給に変更(別表1) の等級の基本給を固定に変更することに伴い昇給を削除(別表2)	2021. 04. 01
3.4	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
3.5	基本給の変更(最低賃金改正による)	2024. 10. 01

目 次

第	1 章	総 則	1
	第 1条	就業規則との関係	
	第 2条	適用の範囲	
	第 3条	給与の構成	
	第 4条	給与の支給方法および控除	
	第 5条	給与の支給時期	
	第 6条	給与支給日の特例	
	第 7条	欠勤等の給与控除	
	第 8条	傷病欠勤・事故欠勤者の給与	
	第 9条	休業者の給与	
	第10条	端数計算	
第	2 章	基本給 2	2
	第11条	基本給	
	第12条	基本給の改定	
	第13条	基本給改定の基準	
第	3 章	## · = · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	第14条	精勤手当	
	第15条	通勤手当	
	第16条	時間外勤務手当および休日勤務手当	
	第17条	深夜勤務手当	
	第18条	事務所以外の勤務	
	第19条	時間計算	
第	4 章	賞 与	4
	第20条	賞 与	

パートタイム社員給与規程

規程番号 0808-0000-00-規制 定日 2015年 4月 1日 改正日 2024年10月 1日

第1章 総 則

(就業規則との関係)

第 1条 この規程は、雇員・パートタイム社員就業規程第8条に基づきパートタイム社員の給与に 関する事項を定める。

(適用の範囲)

第 2条 この規程を適用する範囲は、パートタイム社員とする。

(給与の構成)

第 3条 この規程で定める給与の構成は次のとおりとする。

基本給 (時間給)

諸手当 精勤手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当 賞与

2 定年退職後継続雇用した者の給与構成は次のとおりとする。

基本給 (時間給)

諸手当 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当

(給与の支給方法および控除)

- 第 4条 給与は、通貨で全額を直接本人に支給する。ただし、次に掲げるものは給与から控除する ことができる。
 - (1) 法令で定める諸税および各種保険料等。
 - (2) 前号のほか本人の承諾したもの。

(給与の支給時期)

- 第 5条 基本給および諸手当は、毎月1日から当月末日までの1ヵ月分を翌月の21日に支給する。
 - 2 前項の支給日が休日にあたるときは、その前日に支給する。
 - 3 支給日は事情により変更することができる。ただし、この場合においてもその月の末日までに支給する。
 - 4 賞与は、7月、12月に支給する。

(給与支給日の特例)

第 6条 退職または死亡したときは、その都度支給する。ただし、死亡の場合は、法令の定める範囲および順位によりその遺族に支給する。

(欠勤等の給与控除)

第 7条 欠勤、遅刻、早退等により所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に対する給与は支給しない。

(傷病欠勤・事故欠勤者の給与)

- 第 8条 傷病欠勤・事故欠勤期間中の給与は所定の手続を経た場合、次の基準により基本給の9割の額を支給する。なお、以前と同一または類似の傷病により再度欠勤する場合の期間は定める期間の半分(1ヵ月の半分は15日)とする。ただし、特に社長が必要と認めた場合は定める期間を超えない範囲で期間を延長することができる。
 - (1) 業務外の傷病により欠勤した者 欠勤開始の翌月から起算し1ヵ月間
 - (2) 事故欠勤した者 欠勤開始の翌月から起算し1ヵ月間
 - 2 前項の月数計算にあたり、欠勤開始の日から途中5日以内の出勤は、これを欠勤とみなす。
 - 3 試雇社員には、第1項および第2項の規定を適用しない。

(休業者の給与)

- 第 9条 育児休業および介護休業期間中の給与は、育児・介護・子の看護等に関する細則第19条 第1項により定める。
 - 2 業務上の傷病により療養のために休業する期間中の給与は、就業規則第64条および第6 8条により定める。

(端数計算)

第10条 欠勤等の給与控除、時間外勤務手当等の計算途中で生ずる端数は、小数点第1位を四捨五 入し、それぞれの求めた結果の10円未満の端数は、これを10円に切り上げる。

第2章 基 本 給

(基本給)

第11条 基本給は、別表1により定める。

(基本給の改定)

第12条 基本給の改定は年1回とし、4月に実施する。なお、基本給(時給)については別表1の 基本給(月給)を基に換算する。定年退職後継続雇用した者の基本給改定はおこなわない。

(基本給改定の基準)

第13条 基本給改定の基準については、別表2により定める。

第3章 諸 手 当

(精勤手当)

第14条 精勤手当は、別表3により定める。定年退職後継続雇用した者へは支給しない。

(通勤手当)

- 第15条 通勤手当は、月額をもって通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤の経 路および方法は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と会社が認め たものに限ることとする。
 - 2 通勤手当の支給を受けようとする場合、通勤経路もしくは通勤方法を変更した場合、または通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合は、すみやかに所定の申請書または届書を提出しなければならない。
 - 3 通勤の実態が通勤手当の申請書または届書に合致しない場合は支給しない。
 - 4 通勤に鉄道、バス等の交通機関を利用する者に対しては、次の場合に1ヵ月分の定期乗車 券相当額を支給する。ただし、所定労働日数が1ヵ月につき15日未満の者に対しては往復 普通運賃に実労働日数を乗じた金額とする。
 - (1) 居住地の最寄駅から事務所までの距離が往復3km以上で、鉄道を利用するとき。
 - (2) 鉄道がなく次の場合にバスを利用するとき。
 - ①居住地から居住地の鉄道最寄駅まで、または事務所の鉄道最寄駅から事務所までのバス路線が往復3km以上の場合。
 - ②居住地から事務所までのバス路線が往復3km以上の場合で交通事情によりバスを利用することが著しく通勤時間を短縮すると認められる場合。
 - ③事務所の鉄道最寄駅から事務所まで、または居住地から事務所までの区間で会社が特に認めた場合。
 - 5 居住地から事務所まで、居住地から最寄駅まで、または最寄駅から事務所までの経路に交 通機関がなく、その距離が往復3km以上の場合は、陸路1kmにつき400円を支給する。た だし、1km未満の端数は切り捨てる。
 - 6 通勤手当の支給は第4項および第5項を原則とするが、居住地から事務所まで、居住地から最寄駅まで、または最寄駅から事務所までの通勤距離が往復3km以上の者が、自家用自動車または原動機付二輪車を利用することが最も経済的かつ合理的と認められる場合でこれを利用する者に対しては、別に定める自家用自動車通勤管理細則により通勤手当を支給する。
 - 7 陸路および自家用自動車等を利用する場合の通勤手当は、所定労働日数が1ヵ月につき15日以上の者に対しては規程で定める月額を、15日未満の者に対しては月額で定めた金額に実労働日数を案分比例した金額とする。

(時間外勤務手当および休日勤務手当)

第16条 時間外勤務手当および休日勤務手当は、別表4により定める。

(深夜勤務手当)

第17条 深夜勤務手当は、22時から翌日5時までの間に勤務した場合、その就業時間に応じ次の 基準により支給する。

就業1時間につき基本給(時間給)の0.25

(事務所以外の勤務)

第18条 外出による勤務で時間外就業の時間認定ができない場合、または出張の場合は、時間外勤 務手当および休日勤務手当は支給しない。

(時間計算)

- 第19条 時間外勤務手当の支給基準となる時間数の算定については、就業規則に定める就業時間を 超えた就業時間とする。
 - 2 時間数の計算は、1ヵ月の時間数を合計し、1時間未満の端数は15分単位とする。

第4章 賞 与

(賞与)

- 第20条 賞与は、原則として、入社後3ヵ月を経過し、賞与支給日に在籍した者について支給し、 算定対象期間は下記のとおりとする。
 - (1) 夏季 前年11月から当年4月まで
 - (2) 年末 当年5月から10月まで
 - 2 前項の賞与の額は、勤務成績を勘案し、次のとおり支給する。
 - (1) 支給率

社員の計算基準の1/3とする。 {(支給月数-1) +k3} ×1/3 支給月数…経営状況等に応じてその都度決定する k3…経営係数

(2) 勤務率

算定対象期間内の就業時間数/(148×6) ※最高1.0 ただし、年次有給休暇取得時は、1日当たりの契約時間を就業時間に加算する。

(3) 計算基準

基本給(時間給)算定の基本給(月給)×支給率×勤務率

3 定年退職後継続雇用した者へ賞与は支給しない。

(別表1) 基本給

(1) 基本給

	基本給 (月給)		基本給 (時間給)	
	(円)		(円) (円)	
等級	下限	上限	下限	上限
0	152, 000		1, 023	
1	154, 000	199, 000	1,041	1, 345
2	169, 000		1, 142	

※初任給は、原則、各等級の下限額とする。

※基本給(時間給)は、基本給(月給)の1/148(円未満切上)とする。

※0等級の者について、勤務成績、能力ともに1等級と同等であると会社が認めた場合は、1等級へ昇格させることができる。

(2) 等級基準

等級	基準
0	指示・支援を受けて定型業務および補助業務ができる者
1	日常定型業務および補助業務ができる者
2	定年退職した者で日常定型業務および補助業務ができる者

(別表2) 基本給改定の基準

(1) 等級が1等級の者

勤務年数	基本給(月給) の 昇給額(円)
6ヵ月未満	0
6ヵ月以上	1,000
1~5年	2,000
6~11年	2, 500
12~15年	3,000
16~19年	2,000
20年以降	0

0等級から1等級へ昇格した者については、昇格後初回の基本給改定時の勤務年数を1 年とし、昇給を行う。

(別表3)精勤手当

(1)精勤手当(月額) 12,000円

(2) 計算基準

支給額:精勤手当×前月就業時間数/148 ※最高1.0 ただし、年次有給休暇取得時は、1日当たりの契約時間を就業時間に加算する。

(別表4) 時間外勤務手当、休日勤務手当

(1) 時間外勤務手当、休日勤務手当

①時間外勤務手当

就業1時間につき 基本給(時間給)×1.25

②休日勤務手当

就業1時間につき 基本給(時間給)×下表の率

区分	法定外休日	法定休日
7時間15分以内の勤務	0. 25	0.35
代日休暇を翌月末までに取得できない場		
合	1. 25	1. 35
7時間15分を超えて勤務する場合	1. 25	1. 35

③年次有給休暇取得時は、基本給(時間給)×1日当たりの契約基準時間を支給する。

(2) 12月30日から1月3日までの年末年始の勤務

基本給(時給) \times 1. 25または1. 35 (法定外休日または法定休日の率) \times 就業時間数

発生した代日休暇は、基本給(時間給)×就業時間数で買い上げる。